

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第十二号に基づく主務大臣が指定する者の指定基準等

令和 6 年 1 2 月
林野庁林政部木材利用課
経済産業省製造産業局生活製品課

第1 主務大臣が指定する者の基準

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和5年政令第342号。以下「令」という。）第1条第12号における主務大臣が指定する者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする団体又は機関（以下「団体等」という。）が、現に「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日付け17林政木第125号）等に基づく認証を行っているなど、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。）第6条第2項第2号に規定する情報を踏まえ、木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて、認証を行うことができると認められること。
- (2) 指定を受けようとする団体等が認証事務を適正に実施するために作成する認証基準（自主的行動規範、認証要領等）において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する事項が定められていること。

第2 指定のための申請方法

新たに指定を受けようとする団体等は、主務大臣による指定の判断に資する情報として、次に掲げる書類を主務大臣に提出するものとする。

- (1) 団体等が行っている木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについての認証に係る認証基準（自主的行動規範、認証要領等）
- (2) (1)の認証に係る過去の認証実績など、主務大臣が指定の判断に関し必要と認める書類

第3 適合要請

- 1 主務大臣は、指定を受けた団体等が行う認証と第1の基準との適合に関し必要があると認めるときは、当該団体等に対し、必要な資料その他情報の提供を求めることができる。
- 2 主務大臣は、前項に基づく情報等を踏まえ、当該団体等が行う認証が第1の基準に適合しなくなると認めるときは、当該団体等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第4 指定解除の場合

主務大臣が指定した団体等が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、その指定を解除する。

- (1) 虚偽の内容により指定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処された場合
- (3) 第3の規定による要請を受けたにも関わらず、一定期間を経ても第1の基準に適合しないと認められた場合
- (4) 指定の解除の申出が行われた場合